

公 告 第 5 号
2022年 7月21日

シャープ健康保険組合
理事長 宮 川 直 之



組合規程等の一部変更について

当健康保険組合規程等(個人情報保護管理規程及びプライバシーポリシー)が別紙の通り変更となりますので、組合規約第52条の規定により公告します。

以 上

第7号議案

組合規程等の変更

1. 個人情報保護管理規程の一部変更（1 / 4）

改正個人情報保護法の令和4年4月1日施行に合わせて「個人情報保護管理規程」を改訂する。

変更前	変更後
<p>(個人情報の範囲)</p> <p>第3条 本規程において個人情報とは、組合が収集、管理している組合の被保険者等の個人情報及び組合が運営する保健施設の被保険者等以外の利用者にかかる情報等をいう。</p> <p>2 前項に定める個人情報については、組合事業及び業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第4条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、又はホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>4 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p>5 第2項、第3項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第5条 法第23条第1項に定める第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p>2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p>	<p>(個人情報の範囲)</p> <p><削除> 理由: この削除により個人情報の範囲の制限を撤廃</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、又はホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。</p> <p>2 組合は、法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p><削除> 理由: この削除部分は法第27条第1項各号に包含されるため</p> <p>3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p>4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p>2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p>

第7号議案

組合規程等の変更

1. 個人情報保護管理規程の一部変更（2 / 4）

改正個人情報保護法の令和4年4月1日施行に合わせて「個人情報保護管理規程」を改訂する。

変更前	変更後
<p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第6条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(管理組織)</p> <p>第7条 個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。</p> <p>2 個人情報取扱責任者は常務理事とし、個人情報保護管理担当者は事務長とする。</p> <p>3 個人情報の適正な管理運営を図るために、個人情報管理委員会を別途設置する。前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p>(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等)</p> <p>第8条 個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。</p> <p>2 個人情報保護管理担当者は、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第9条 役員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>2 役員は、採用又は就任時において「個人情報(守秘義務)に関する誓約書」を提出しなければならない。</p> <p>(個人情報の管理)</p> <p>第10条 被保険者等の個人情報が記載、記録された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。)の保管場所については、常時施錠し、その鍵の管理は個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書き換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。</p>	<p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(管理組織)</p> <p>第6条 個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。</p> <p><削除> 理由: 第7条に包含のうえで組織体制、責任者を明確化</p> <p>2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p>(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等)</p> <p>第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。</p> <p>2 個人情報保護管理担当者は、課長等管理職が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 役員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>2 役員及び組合会議員は、採用又は就任時において「個人情報(守秘義務)に関する誓約書」を提出しなければならない。</p> <p>(個人情報の管理)</p> <p>第9条 被保険者等の個人情報が記載された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。)の保管場所については、常時施錠し、その鍵の管理は個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書き換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。</p>

第7号議案

組合規程等の変更

1. 個人情報保護管理規程の一部変更（3 / 4）

改正個人情報保護法の令和4年4月1日施行に合わせて「個人情報保護管理規程」を改訂する。

変更前	変更後
<p>(外部委託) 第15条 組合の被保険者等の個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1)法令、関連通知及びガイドンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む。)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2)被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。 (3)被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4)被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5)組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め報告を徴することができること。 (6)個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7)組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。</p> <p>(保有個人データの訂正及び利用停止等) 第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法に定める範囲を超えて第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。</p> <p>(個人データの漏えい等事故発生時の報告体制) 第19条 個人情報保護管理担当者は、個人データの漏えい等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報取扱責任者へ速やかに報告し、その指示に従わなければならない。 (1)個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合。 (2)本規程による個人情報の取扱い等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合。</p> <p>(懲戒) 第22条 職員及び組合会議員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、シャープ健康保険組合就業規則及びシャープ就業規則に基づく処分とする。</p> <p>(漏洩等の事故にかかる対策) 第23条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p>	<p>(外部委託) 第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1)法令、関連通知及びガイドンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む。)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2)被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。 (3)被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4)被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5)組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6)個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7)組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。</p> <p>(保有個人データの訂正及び利用停止等) 第16条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。</p> <p>(個人データの漏えい等事故発生時の報告体制) 第18条 役員は、個人データの漏えい等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報取扱責任者へ速やかに報告しなければならない。個人情報保護管理担当者は、個人情報取扱責任者の指示に従わなければならない。 (1)個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合。 (2)本規程による個人情報の取扱い等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合。</p> <p>(懲戒) 第21条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、シャープ健康保険組合就業規則及びシャープ就業規則に基づく処分とする。</p> <p>(漏洩等の事故にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附 則 この改正規程は、令和4年7月26日より施行する。</p>

第7号議案

組合規程等の変更

1. 個人情報保護管理規程の一部変更（4 / 4）

改正個人情報保護法の令和4年4月1日施行に合わせて「個人情報保護管理規程」を改訂する。

変更前					変更後																																																																																																																																																							
<p>個人情報の保護に関する規程 第5条3項関連 (様式第1号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①提供年月日</th> <th>②提供した第三者</th> <th>③個人情報により識別される本人</th> <th>④個人情報の項目</th> <th>⑤本人同意年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注： 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。 2. ②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。 3. 本様式に記載した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。</p>					①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日																																																			<p>個人情報保護管理規程 第4条3項関連 (様式第1号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①提供年月日</th> <th colspan="2">②提供した第三者</th> <th rowspan="2">③個人情報により識別される本人</th> <th rowspan="2">④個人情報の項目</th> <th rowspan="2">⑤本人同意の有無</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名 (法人のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注： 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。 2. ③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。 3. 本様式に記載した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。</p>						①提供年月日	②提供した第三者		③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)																																																																																		
①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日																																																																																																																																																								
①提供年月日	②提供した第三者		③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無																																																																																																																																																							
	氏名又は名称	住所				代表者氏名 (法人のみ)																																																																																																																																																						
<p>個人情報の保護に関する規程 第5条4項関連 (様式第2号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①提供を受けた年月日</th> <th>②提供を受けた者</th> <th>③データ取得の経緯</th> <th>④個人情報により識別される本人</th> <th>⑤個人情報の項目</th> <th>⑥本人同意年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注： 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。 2. ②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。 3. 本様式に記載した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。</p>					①提供を受けた年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意年月日																																																													<p>個人情報保護管理規程 第4条4項関連 (様式第2号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①提供年月日</th> <th colspan="2">②提供を受けた者</th> <th rowspan="2">③データ取得の経緯</th> <th rowspan="2">④個人情報により識別される本人</th> <th rowspan="2">⑤個人情報の項目</th> <th rowspan="2">⑥本人同意の有無</th> </tr> <tr> <th>氏名又は名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名 (法人のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注： 1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。 2. ④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。 3. 本様式に記載した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。</p>						①提供年月日	②提供を受けた者		③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)																																																																						
①提供を受けた年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意年月日																																																																																																																																																							
①提供年月日	②提供を受けた者		③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無																																																																																																																																																						
	氏名又は名称	住所					代表者氏名 (法人のみ)																																																																																																																																																					

第7号議案

組合規程等の変更

2. プライバシーポリシーの一部変更

改正個人情報保護法の令和4年4月1日施行に合わせて「プライバシーポリシー」を改訂する。

変更前	変更後
<p>シャープ健康保険組合(以下「組合」という。)は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。2 組合は、加入者から提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用します。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。3 組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供しません。また、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き提供しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。 <u>(1)法令の定めに基づく場合</u> <u>(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合</u> <u>(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合</u> <u>(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</u> <p>4 組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに情報管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。</p> <p>5～7 略</p>	<p>シャープ健康保険組合(以下「組合」という。)は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。2 組合は、加入者から提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用します。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。3 組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供しません。また、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き提供しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)第27条第1項各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。 <p><削除> 理由: この削除部分は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)第27条第1項各号に含まれるため</p> <ol style="list-style-type: none">4 組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。 <p>5～7 略</p>